

情報セキュリティ内部監査人能力認定手続基準

2011年5月11日制定

2011年7月1日改定

2011年9月11日改定

2014年1月31日改定

2017年2月1日改定

2018年12月20日改定

第1条（目的）

本規程は、情報セキュリティ内部監査人能力認定制度運営細則第9条の定めにより、情報セキュリティ内部監査人能力認定制度）における能力認定の手続を定めることを目的とする。

第2条（申請書類の準備）

申請者は、以下のとおり申請書類の準備を行う。

1. 初回申請時

- i) **様式 Q01** 情報セキュリティ内部監査人能力認定申請書
- ii) **様式 Q03** 誓約書・情報セキュリティ内部監査人 推薦書（特例措置の場合は、**様式 Q04**）

2. 更新申請時

様式 Q05 情報セキュリティ内部監査人能力認定 更新登録申請書

第3条（能力認定申請）

- 1. 初回申請時、申請者は、情報セキュリティ内部監査人能力認定制度運営細則第2条第2項に定めるところに従って当協会が定める内容の教材を学習しなければならない。
- 2. 申請者は、第2条（申請書類の準備）に定める申請書類一式を協会に提出し、能力認定申請を行う。
- 3. 更新申請時の申請期限は、能力認定証に記載の有効期限までとする。なお、資格認定委員会は、天災、傷病その他やむをえない理由があると申請者が具申した場合には、有効期限を延長することができる。
- 4. 協会は、申請書類の受領を確認し、能力認定手数料の請求書を申請者の連絡先（郵送先）に郵送する。

第4条（能力の認定）

- 1. 初回申請時、申請者は、能力認定要件を満たすために必要な情報セキュリティ内部監査人能力認定試験（以下、「能力認定試験」という）の申込を行い、能力認定試験を受験する。
- 2. 更新申請時、申請者は、情報セキュリティ内部監査実績あるいはそれに関する能力維持活動の申告を行う。
- 3. 資格認定委員会は、提出された申請書類と第1項及び2項に記載される能力の確認に基づき、能力認定の可否を決定する。
- 4. 協会は、上記第3項の決定後、速やかに協会発行の能力認定証を申請者の連絡先(郵送先)に送付するものとする。

第5条（規程の変更）

本規程の改定は資格認定委員会の議決による。

第6条（その他）

本規程に定めのない事項については資格認定委員会において別途定める。

附則第1条（CAIS 資格登録者の取り扱い）

1. 公認情報セキュリティ監査人制度（CAIS）に規定される資格の保有者が、情報セキュリティ内部監査人能力認定制度運営細則第2条第2項に定めるところに従って当協会が定める内容の教材を学習し、情報セキュリティ内部監査の実務経験を有することを示す上司等からの推薦を得た場合、情報セキュリティ内部監査人能力認定試験に合格したものとみなす。
2. 特例措置の期間は、別途、資格認定委員会が定める。
3. 特例措置における情報セキュリティ内部監査人の能力認定要件

分類			能力認定要件
監査人としての能力	知識	専門分野	情報セキュリティ内部監査人能力認定制度運営細則第2条第2項に定めるところに従って当協会が定める内容の教材の学習と公認情報セキュリティ監査人制度（CAIS）に規定される資格の保有と情報セキュリティ内部監査の実務経験を有することを示す上司等からの推薦書
監査人としての適切な行動			監査人倫理規程の遵守を誓約

4. 特例措置の申請にあたっては、第2条第1項2号に記載される様式 Q03 に代え、様式 Q04 を協会に提出する。

附則第2条（アカデミー制度）

情報セキュリティ内部監査人能力認定制度運営細則 附則第2条（アカデミー制度）の定めにより、情報セキュリティ内部監査人能力認定制度における能力認定申請の手続きを定める。

1. 初回申請時、申請者は、外部研修実施機関等が実施する学生等を対象とした研修を受講し、能力認定試験に合格しなければならない。
2. 初回申請時、申請者は、下記の申請書類一式を外部研修実施機関等を通じ協会に提出し、能力認定申請を行う。
 - i) 様式 Q02 情報セキュリティ内部監査人能力認定申請書
 - ii) 様式 Q03 誓約書・情報セキュリティ内部監査人 推薦書
 - iii) 在学を証明するものの写し（学生証、在学証明証等の写し）また、更新申請時、アカデミー制度を利用し、能力認定申請する場合は、下記の申請書類を協会に提出することとする。
 - i) 様式 Q06 情報セキュリティ内部監査人能力認定 更新登録申請書（アカデミー）
 - ii) 在学を証明するものの写し（学生証、在学証明証等の写し）

3. 協会は、申請書類の受領を確認し、能力認定手数料の請求書を申請者の連絡先（郵送先）に郵送する。

附則 本規程は、2011年5月11日より適用する。

本規程は、2011年7月1日より適用する。

本規程は、2011年9月11日より適用する。

本規程は、2014年1月31日より適用する。

本規程は、2017年2月1日より適用する。

本規程は、2019年1月1日より適用する。